

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/mynumber/dokujiriyo.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/mynumber/dokujiriyo.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1の5の項 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する者に対し、修学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与実施要綱